

平成 2 5 年 度
修 学 の 手 引 き



鹿 児 島 大 学 歯 学 部

目 次

1. 歯学部 の 教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー 及びディプロマポリシー.....	1
2. 鹿児島大学歯学部規則.....	4
3. 鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則.....	7
4. 鹿児島大学歯学部学科課程表.....	10
5. 鹿児島大学歯学部第1年次末における進級の仮認定に関する 申合せ	12
6. 鹿児島大学歯学部における統合系科目の単位認定に関する申合せ.....	14
7. 鹿児島大学歯学部共用試験に関する申合せ	16
8. 臨床予備実習および臨床実習に関する申合せ.....	17
9. 臨床実習の目標.....	18
10. 鹿児島大学歯学部学生表彰要項	19
11. 歯学部学習室利用に関する内規	21
12. 歯学部端末室使用に関する内規	25
13. 鹿児島大学歯学部における学生の成績等開示請求書及び異議 申立てに関する規則	27
14. 欠席の手続き	30
15. 歯学部教員名簿.....	31
16. 歯学部講義実習棟周辺略図.....	32
17. 歯学部専門科目シラバス.....	33
18. 歯学部選択科目シラバス.....	135

1. 歯学部 の教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー

【教育目標】

本学部は「歯科医療人である前に良識豊かな人間であれ」という理念のもとに、下記の教育目標を達成する。

1. 全人的歯科医療を实践しうる歯学分野における幅広い知識と創造性に富む歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成
2. 地域医療に貢献しうる幅広い識見と人間性豊かな使命感にあふれる歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成
3. 国際社会においても卓越した貢献をなしうる歯科医師および歯科医学教育者・研究者の育成

【アドミッションポリシー（学生受入方針）】

本学部のディプロマポリシー（学位授与方針）を達成するために、下記のような学生を求めている。

1. 生命への強い関心、人間としての優しさ、奉仕精神にあふれる人
2. 歯科医学の知識や技能を十分理解・修得できる基礎学力のある人
3. 歯科医学に興味を持ち、科学的探求心の豊かな人
4. 幅広い視野と柔軟な感性を持ち、常に考え行動する資質のある人

【カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）】

本学部のアドミッションポリシー（学生受入方針）に沿って受け入れた学生を、ディプロマポリシー（学位授与方針）に示す段階へ到達させるために、共通教育科目、導入系科目、基礎系科目、統合系科目、保健・社会系科目、臨床科目、隣接医学系科目、臨床実習の科目群を配置し、下記の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

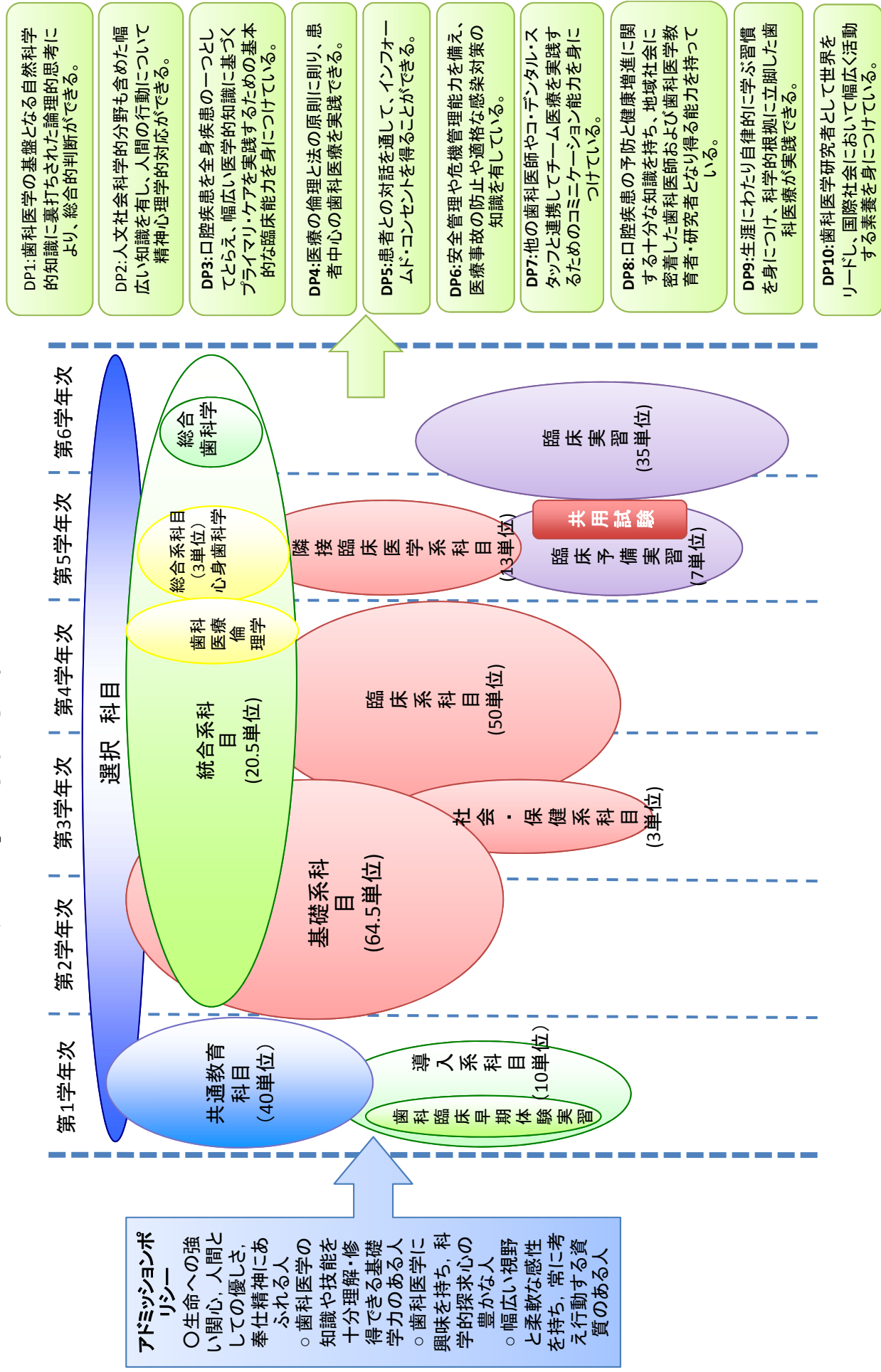
1. 共通教育をはじめ学内外で提供される幅広い学習機会を活かし、良識豊かで確かな倫理観をもつ人間形成を行う。
2. 初年次の共通教育および導入系科目を通じて、医療人として欠かせない自然科学、人文社会学への深い理解を促すとともに、医療人の基礎となるプロフェッショナリズムを涵養する。
3. 専門課程教育を通じて論理的思考能力を養い、問題解決能力の定着を図るとともに自己主導型学習の基本的能力を育成する。
4. 充実した教育資源を活かし、患者中心の全人的医療を提供する基本的臨床能力を育成する。
5. リサーチマインドを涵養するとともに、歯科医学研究への導入を行う。
6. 離島歯科巡回診療同行実習をはじめとする地域医療の学習機会を活かし、地域指向型医療人に求められる能力を育成する。
7. 国際社会において歯科医療分野で卓越した貢献をなしうる基本的能力を育成する。

【ディプロマポリシー（学位授与方針）】

本学部の実育目標を達成するため、卒業の時点で、下記の段階に達している者に学位を授与する。

1. 歯科医学の基盤となる自然科学的知識に裏打ちされた論理的思考により、総合的判断ができる。
2. 人文社会科学的分野も含めた幅広い知識を有し、人間の行動について精神心理学的対応ができる。
3. 口腔疾患を全身疾患の一つとしてとらえ、幅広い医学的知識に基づくプライマリ・ケアを実践するための基本的な臨床能力を身につけている。
4. 医療の倫理と法の原則に則り、患者中心の歯科医療を実践できる。
5. 患者との対話を通して、インフォームド・コンセントを得ることができる。
6. 安全管理や危機管理能力を備え、医療事故の防止や適格な感染対策の知識を有している。
7. 他の歯科医師やコ・デンタル・スタッフと連携してチーム医療を実践するためのコミュニケーション能力を身につけている。
8. 口腔疾患の予防と健康増進に関する十分な知識を持ち、地域社会に密着した歯科医師および歯科医学教育者・研究者となりうる能力を持っている。
9. 生涯にわたり自律的に学ぶ習慣を身につけ、科学的根拠に立脚した歯科医療が実践できる。
10. 歯科医学研究者として世界をリードし、国際社会において幅広く活動する素養を身につけている。

鹿児島大学歯学部カリキュラムマップ



2. 鹿児島大学歯学部規則

平成 16 年 4 月 6 日

歯規則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）における教育に関し、鹿児島大学学則（平成 16 年規則第 86 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(教育の理念と目的)

第 1 条の 2 本学部は、歯科医療人である前に良識豊かな人間であれという理念のもとに、全人的歯科医療の実践と歯学分野における幅広い知識と創造性に富む歯科医師及び歯科医学教育者・研究者（以下「歯科医師等」という。）の育成並びに南九州地域で唯一の歯科医学教育の拠点として、地域医療に貢献しうる幅広い識見と人間性豊かな使命感にあふれる歯科医師等の育成を目的とする。

(学期)

第 2 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 教授会が必要と認めた場合は、前期の授業を 10 月末日まで延長することができる。

(履修)

第 3 条 共通教育科目及び基礎教育科目（以下「共通教育科目等」という。）は、原則として第 1 年次において進級が認定されるまでの間に履修するものとする。

2 共通教育科目等の履修については、鹿児島大学共通教育科目等履修規則（平成 16 年規則第 115 号）の定めるところによる。

(授業)

第 4 条 専門教育科目の授業科目、単位数、履修時期等については、別に定める。

2 前項の各授業科目は、必修とする。

3 その他必要に応じて選択科目等を置くことができる。これらの科目に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 5 条 授業科目の単位の計算方法については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

- (4) 1 単位以下の端数単位の扱いに関しては、0～0.25 単位未満は 0 単位、0.25～0.75 単位未満は 0.5 単位、0.75～1.0 単位は 1 単位とする。

(試験)

第 6 条 試験の時期、方法等については、別に定める。

(進級)

第 7 条 共通教育科目等に係る進級の認定は、第 1 年次末に行い、専門教育科目に係る進級の認定は、第 2 年次末、第 3 年次末、第 4 年次末及び第 5 年次末に行う。

- 2 進級判定に関する事項は、別に定める。
- 3 留学生に関する事項は、別に定める。

(在学期間)

第 8 条 本学部においては、学則第 28 条第 2 項の規定により学生が同一年次等に在学できる期間を各年次 3 年とする。

(再入学)

第 9 条 学則第 34 条の規定により、本学部を退学した者（学則第 57 条第 4 号により除籍された者を含む。本条において以下同じ。）が再入学を志願するときは、次に掲げる事項について教授会で審議の上、入学を許可することがある。

- (1) 再入学の時点で退学後 4 年を超えていないこと。
- (2) 再入学を志願する者は、退学前に相当数の単位（共通教育科目等の単位を含む。）を修得していること。
- 2 前項の規定により再入学を許可された学生の入学時期は、原則として学期の始めとする。
- 3 修業年限は、再入学後の修業期間及び退学前の修業期間を通算し、修得すべき単位数（共通教育科目等の単位数を含む。）は、退学前の既修得科目の単位数（共通教育科目等の単位数を含む。）と通算する。
- 4 在学期間は、退学前の在学期間を含めて 12 年を限度とし、再入学後の在学期間は前条の規定を適用する。

(卒業)

第 10 条 本学部で 6 年以上在学し、卒業要件の必要単位を全て修得し、かつ、所定の試験に合格した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 6 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 10 年度以前入学の者の在学期間は、第 9 条第 4 項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3. 鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則

平成 22 年 4 月 21 日

歯細則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学歯学部規則（平成 16 年歯規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、歯学部の授業、試験及び進級に関する事項を定める。

(教育課程)

第 2 条 規則 4 条第 1 項に基づく、専門教育科目の授業科目、単位数、履修時期等については別に定める。

(出席確認)

第 3 条 各専門教育科目授業担当者（以下「科目担当者」という。）は、授業の度に出欠を確認し記録しなければならない。

(休講届)

第 4 条 科目担当者は、授業を休講しようとするときは、医歯学総合研究科等学務課（以下「学務課」という。）に届け出なければならない。

2 学務課は、前項の届出があったときは、速やかに公示しなければならない。

(補講)

第 5 条 科目担当者は、授業を休講したときは、原則として補講しなければならない。

2 科目担当者は、補講の日時を決定したときは、学務課に届け出るものとする。

3 学務課は、前項の届出があったときは、速やかに公示しなければならない。

(受験資格の認定)

第 6 条 試験の受験資格は、原則として講義、演習及び実習のすべてに出席した者に与えるものとする。

(試験の時期及び方法)

第 7 条 試験の時期及び方法については、科目担当者の定めるところによる。

(試験実施者)

第 8 条 試験実施者は、科目担当者をもって充てる。ただし、科目担当者に事故があるときは、学部長が、他の教員を指定して試験を実施させるものとする。

(試験実施者心得)

第9条 試験実施者は、良好な試験環境を保持するとともに、次に掲げることを行わなければならない。

- (1) 試験受験者の出欠を速やかに確認し、記録すること。
- (2) 試験終了後は、受験者数と答案数の合致を確認すること。

(受験者心得)

第10条 試験受験者は、試験実施者の指示に従わなければならない。

(試験遅刻者の取扱)

第11条 試験の開始時刻から原則として30分以上遅刻した者は、受験を認めない。ただし、試験実施者は、あらかじめ遅刻限度時間を変更することができる。

(試験欠席者等の取扱)

第12条 受験資格のある者が、当該試験を受験しなかった場合又は答案を提出しなかった場合は、欠席として取り扱う。

(成績)

第13条 成績は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

- 2 成績の表記は、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)及び可(60点以上70点未満)とし、60点未満を不可とする。

(追試験)

第14条 やむを得ない事情によって試験等を受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

(再試験)

第15条 試験等の結果、合格しなかった者に対して行う再試験は、原則として1回とし、年度末までに行う。

- 2 再試験の方法については、科目担当者の定めるところによる。
- 3 再試験の成績は、60点を上限とする。

(成績提出)

第16条 試験実施者は、試験終了後速やかに学務課へ成績を提出しなければならない。

(進級認定の取扱)

第17条 第1年次末における進級の認定は、鹿児島大学共通教育科目等履修規則(平成16年規則第115号)に定める所定の要件を満たし、歯学部教授会の認定を得ていることとする。

- 2 第2年次末、第3年次末、第4年次末及び第5年次末に行う進級の認定は、3月末日までに行い、その条件は、各年次後期までに修得しなければならないすべての授業科目を履修し、かつ所定の試験に合格していることとする。
- 3 第5年次末の進級の認定は、共用試験（CBT、OSCE）に合格していることとする。
- 4 共用試験に関し、必要な事項は別に定める。

（進級認定）

第18条 進級認定に先立ち、歯学部教育委員会又は同委員会が指定した会議で予備認定を行う。

- 2 進級認定結果は、認定日の翌日（土日祝日を除く。）に公示するものとする。

（留年者）

第19条 進級の認定が得られなかった者は、当該学年に留まり、不合格となった科目に合格しなければならない。なお、合格科目については、当該科目担当者と協議の上、再受講できるものとする。

（開示請求及び異議申立て）

第20条 成績等の開示請求及び異議申立てに関する事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

4. 鹿児島大学歯学部学科課程表（平成25年度入学生から適用）

学 年		1		2		3		4		5		6		合 計			
科目 区分	セメスタ（期）	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	90分 コマ数	時間 (45分)	単位数	
	授業科目	講義	講義	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習	講義・実習				
共通教育科目	共 通 教 育															40	
	日本語・日本語事情【留学生対象】			2										1	30	2	
																一般生 小計（単位）	40
																留学生 小計（単位）	42
歯学導入系科目	桜ヶ丘デ	全人の歯科医療実践学		2											1	30	2
		歯科臨床早期体験実習（演習）	4												2	60	2
		歯学人文社会学（作文学）		2											1	30	2
		歯学入門	2												1	30	2
		歯学概論（歯科医史学・歯学入門・介護実習を含む）		2											1	30	2
																小計（単位）	10

学 年		1		2		3		4		5		6		合 計		
科目 区分	セメスタ（期）	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	90分 コマ数	時間 (45分)	単位数
	授業科目	講義	講義	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習			
基礎系科目	解剖学（口腔解剖学を含む）			8	6									7	210	10
	組織学（口腔組織学を含む）			8	4									6	180	9.5
	生理学（口腔生理学を含む）			2	4	4								5	150	7.5
	生化学（口腔生化学を含む）			2	4	4								5	150	7.5
	病理学（口腔病理学を含む）				6	4								5	150	7.5
	細菌学（口腔細菌学を含む）					6	4							5	150	7.5
	歯科薬理学					6	4							5	150	7.5
	歯科理工学					6	4							5	150	7.5
															小計（単位）	64.5
会 保 系 健 科 目 社	医系科目(衛生学・公衆衛生学・歯科法医学)					2								1	30	2
	社会歯科学（歯科医療経済学を含む）					1								0.5	15	1
																小計（単位）

*0.5基準 1) 0.25未満→0

2) 0.25以上～0.75未満→0.5

3) 0.75以上→1

学 年		1		2		3		4		5		6		合 計				
科目区分	セメスタ（期）	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	90分 コマ数	時間 (45分)	単位数		
	授業科目	講義	講義	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	実習				講義	実習
臨床系科目	予防歯科学（口腔衛生学を含む）						3	2							2.5	75	3.5	
	歯科保存学						4	4							4	120	5.5	
	歯周病学								3	4					3.5	105	4.5	
	冠橋補綴学								3		4	4			5.5	165	6.5	
	有床補綴学								2	4	4	4			7	210	8.5	
	口腔外科学（1）								4						2	60	4	
	口腔外科学（2）								3						1.5	45	3	
	歯科麻酔学（麻酔学を含む）						2								1	30	2	
	歯科矯正学								2	2	1	2			3.5	105	4.5	
	小児歯科学								1	2	2	2			3.5	105	4.5	
	歯科放射線学（放射線学を含む）						3	2							2.5	75	3.5	
															小計（単位）		50	
	医系科目	医系科目Ⅰ（内科学）										4				2	60	4
		医系科目Ⅱ（外科・整形外科学）										4				2	60	4
		医系科目Ⅲ（耳鼻咽喉科学・眼科学・皮膚科学・小児科学・産婦人科学・神経精神医学）										6				3	70	5
																小計（単位）		13
歯学総合系科目	歯科医療倫理学							1							0.5	15	1	
	心身歯科学									2					1	30	2	
															小計（単位）		3	
	統合系科目	顔学、地域・離島歯科医療学				2									1	30	1	
		齲蝕学、歯性感染症学、唾液腺の基礎と臨床、顎関節症の基礎と臨床、摂食・嚥下障害及び高齢者歯科学				6										3	90	3
	統合系科目	口腔顔面発生異常学、歯列咬合の発育、障害児(者)歯科学						4							2	60	2	
		救急歯科医学、全身疾患口腔徴候学、口腔腫瘍学							4						2	60	2	
	統合系科目	口腔外科手術学、口腔顎顔面疼痛学、口臭の診断・治療学、感染制御学・疾患遺伝子学、最新歯科生体材料・器械特論、歯科インプラント治療学、臨床検査学								12					6	180	6	
		医療関係法規、歯科再生医療学、歯科東洋医学、総合歯科学												13	6.5	195	6.5	
															小計（単位）		20.5	
	臨床実習	臨床予備実習 16週										20					320	7
		臨床実習 10期:23週、11期:21週											36	36			1584	35
															小計（単位）		42	
															一般生 合計（単位）		246	
														留学生 合計（単位）		248		

*0.5基準
 1) 0.25未満→0
 2) 0.25以上~0.75未満→0.5
 3) 0.75以上→1

5. 鹿児島大学歯学部第1年次末における進級の仮認定に関する申合せ

平成 24 年 12 月 4 日
教 授 会 決 定
平成 25 年 2 月 20 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日実施

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学歯学部第1年次末において、共通教育外国語を学ぶ科目群（以下「外国語科目」という。）の単位のみが未修得であり、進級認定要件を満たしていない学生（以下「外国語科目未修得学生」という。）に対する進級の仮認定に関し、必要な事項を定める。

(進級の仮認定を行う条件)

第2 外国語科目未修得学生が、次の各号のいずれにも該当する場合には、鹿児島大学歯学部授業、試験及び進級に関する細則（平成 22 年歯細則第 1 号）第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、進級の仮認定を行うものとする。

- (1) 第1年次に履修申請した外国語科目において、鹿児島大学共通教育科目等試験規則（平成 16 年規則第 142 号）第 2 条の規定に基づく受験資格を有し、不合格となった者
- (2) 鹿児島大学共通教育外国語を学ぶ科目群における技能審査合格者等の単位認定規則（平成 16 年規則第 144 号。以下「認定規則」という。）第 2 条に規定する認定基準において、進級認定要件を満たす外国語科目単位が認定される級位の取得又は得点の獲得を行った者

(進級の仮認定の申請)

第3 進級の仮認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、認定規則第 3 条第 1 項に定める申請書類、外国語科目の成績の写し及び念書を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 申請期間は、原則として 2 月 15 日から 2 月末日までとする。ただし、当該締切日が、休日及び祝日等に当たるときは、その直後の平日とする。

(進級の仮認定の決定)

第4 進級の仮認定は、申請者から提出された申請書類等に基づき、教育委員会の議を経て、教授会で行うものとする。

(進級の仮認定の取消し)

第5 進級の仮認定を受けた者（以下「進級仮認定者」という。）が、認定規則第 3 条に基づく外国語科目単位の認定申請を行わなかった場合は、進級の仮認定を取り消すものとする。

(進級の認定)

第6 進級仮認定者に対する進級の認定は、教育センター会議において認定規則第4条に基づく外国語科目単位の認定が行われたことを教育委員会において確認した後、教授会において行う。

6. 鹿児島大学歯学部における統合系科目の単位認定に関する申合せ

平成 25 年 3 月 19 日

教 授 会 決 定

この申合せは、統合系科目Ⅰ、統合系科目Ⅱ、統合系科目Ⅲ及び統合系科目Ⅳ（以下「モジュール科目」という。）の単位認定に関し、必要な事項を定める。

- 第1 モジュール科目及びモジュール科目を構成している授業科目（以下「ユニット科目」という。）の単位数は、別表のとおりとする。
- 第2 モジュール科目は、全てのユニット科目の所定の試験に合格している場合に単位を認定する。
- 第3 ユニット科目の合否判定は、各ユニット科目の単位認定教授が行うものとする。
- 第4 モジュール科目の成績は、各ユニット科目の単位数にモジュール科目の単位数を除いた数（小数点第2位以下四捨五入）にユニット科目の成績を乗じたものの合計点（小数点以下四捨五入）とする。

別表（第1関係）

モジュール科目		ユニット科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
統合系科目 I	4	顔学	0.5
		地域・離島歯科医療学	0.5
		齲蝕学	0.5
		歯性感染症学	0.5
		唾液腺の基礎と臨床	0.5
		顎関節症の基礎と臨床	0.5
		摂食・嚥下障害及び高齢者歯科学	1
統合系科目 II	2	口腔顔面発生異常学	1
		歯列咬合の発育	0.5
		障害児（者）歯科学	0.5
統合系科目 III	8	救急歯科医学	1
		全身疾患口腔徴候学	0.5
		口腔腫瘍学	0.5
		口腔外科手術学	1
		口腔顎顔面疼痛学	1
		口臭の診断・治療学	0.5
		感染制御学・疾患遺伝子学	0.5
		最新歯科生体材料学・器械特論	1
		歯科インプラント治療学	1
		臨床検査学	1
統合系科目 IV	6.5	医療関係法規	0.5
		歯科再生医療学	0.5
		歯科東洋医学	0.5
		総合歯科学	5

7. 鹿児島大学歯学部共用試験に関する申合せ

平成17年11月16日

歯学部教授会決定

平成18年4月1日一部改正

平成22年4月21日一部改正

平成24年1月18日一部改正

平成25年1月23日一部改正

この申合せは、鹿児島大学歯学部規則（平成16年歯規則第7号）第6条の規定に基づき、鹿児島大学歯学部共用試験（CBT 及び OSCE）に関し、必要な事項を定める。

第1 共用試験の可否の判定は、CBT 及び OSCE がそれぞれ 60%以上を合格とする。

第2 CBT が 60%未満の者は、1 回のみ再試験を受験できることとする。

第3 OSCE の再試験は行わないこととする。

第4 試験の時期は、その判定も含め臨床実習開始前とする。

第5 CBT の結果が不合格の者は、当該年度の OSCE を受験できるが、可否にかかわらず次年度の共用試験を再受験するものとする。

第6 共用試験が不合格の者は、臨床予備実習を再受講しなければならない。

第7 5 年次後期までに修得しなければならない科目に不合格となり留年した者で、共用試験が合格であった場合、この共用試験の有効期間は、合格した日から1 年を経過する日の属する年度末までとする。

第8 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構への入会金及び年会費は鹿児島大学が支払うこととする。

第9 共用試験及び CBT 再試験の受験料は受験生負担とする。

8. 臨床予備実習および臨床実習に関する申合せ

平成 19 年 4 月 1 日

教授会決定

この申合せは、鹿児島大学歯学部規則第 6 条の規定に基づき、鹿児島大学歯学部専門科目である臨床予備実習および臨床実習に関して、必要な事項を定める。

第 1 臨床予備実習および臨床実習の合否の判定は、それぞれの科目で 60 点以上を合格とする。

第 2 臨床予備実習および臨床実習については、全ての診療科から提出された成績の平均をそれぞれの科目の成績とする。ただし、各診療科からの成績のうち 60 点に満たない成績がある場合は、平均点とせず、その科目は不合格とする。

第 3 不合格の場合は、再度履修することとする。

9. 臨床実習の目標

- 1 医療における倫理観を持ち、医療者としての役割を認識する。
- 2 歯科医療と口腔保健増進の意義と重要性を理解する。
- 3 患者とその家族、医師、歯科医師並びにコデンタルスタッフとのコミュニケーションの基本を身につける。
- 4 一般歯科診療の基本原則を理解し、基本的臨床能力を習得する。
- 5 歯科の主要疾患と主要症候について、診療の進め方の基本を理解する。
- 6 高度の専門的な診療を要する歯科疾患について、その診療の進め方、専門診療機関・施設への相談・紹介の適応と時期等についての基本を身につける。
- 7 患者の生命にかかわり、重篤な後遺症をもたらす恐れのある歯科疾患について、症状の早期発見と初期対応の基本を学ぶ。
- 8 自己の診療能力の限界を知り、常に万全を期するために他の専門の歯科医師（医師）等に相談する態度・習慣を身につける。
- 9 歯科診療に関する問題を発見して自ら解決する態度を培う。
- 10 地域基盤型歯科医療における社会的側面を認識し、その重要性を理解する。

10. 鹿児島大学歯学部学生表彰要項

平成 24 年 12 月 19 日
教 授 会 決 定

(趣旨)

第 1 この要項は、学業、学術研究活動、課外活動、社会活動において、優秀な成績や活動業績を収めた鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）学生又は学生団体に対して学部長が行う表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定める。

(表彰基準)

第 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学部学生又は学生団体について行うことができる。

- (1) 学業において、特に優秀な成果を収め、かつ、他の学生の模範になると認められた場合で、次に該当する本学部学生
 - ア 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 1 年次から第 6 年次までに履修すべき専門教育科目の総合得点が 1 位の者
 - イ 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 2 年次から第 3 年次までに履修すべき専門教育科目のうち基礎系科目の総合得点が 1 位の者
 - ウ 本学部第 6 年次に在学し、卒業要件を満たした学生で、第 3 年次から第 4 年次までに履修すべき専門教育科目のうち臨床系科目の総合得点が 1 位の者
 - (2) 学術研究活動において、特に優秀な成果を収め、かつ、他の学生の模範になると認められた場合で、次に該当する本学部学生
 - ア 国際的、全国的又はこれに準ずる学会において、高い評価を受けた本学部学生
 - (3) 課外活動において、その成果が特に顕著であり、かつ、本学部の課外活動の振興に功績があったと認められた場合で、次に該当する本学部学生又は学生団体
 - ア 地区的規模（九州地区）以上の競技会、展覧会、公演会において、第 3 位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した本学部学生又は学生団体
 - (4) 社会活動において、特に顕著な功績があり、本学部の名誉を著しく高めたと認められた場合で、次のいずれかに該当する本学部学生又は学生団体
 - ア ボランティア活動において、顕著な活動が認められた本学部学生又は学生団体
 - イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献した本学部学生又は学生団体
 - (5) その他前各号と同以上の評価を得たと認められる場合
- 2 前項第 1 号アからウによる同一学生への重複表彰は、認めない。

(他の表彰との重複)

第 3 第 2 第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する事由により学長から表彰を受けた本学

部学生又は学生団体への同一事由による表彰は行わない。

(表彰候補学生又は学生団体の推薦)

第4 学年担任、課外活動顧問教員は、第2第1項各号のいずれかに該当すると認められる本学部学生又は学生団体があった場合には、別記様式「表彰候補学生・学生団体推薦書」により学部長に推薦するものとする。

(表彰の審議)

第5 表彰候補学生又は学生団体の推薦があった場合は、教育委員会又は学生委員会の議を経て、教授会で決定するものとする。

(表彰決定の取消し)

第6 表彰予定学生又は学生団体が、鹿児島大学の理念に反する行為を行った場合には、表彰決定を取り消すことがある。

(表彰)

第7 表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。

2 第2第1項第1号アに該当する者の表彰は徳永賞、第2第1項第1号イ及びウに該当する者の表彰は野井倉賞と称し、受賞者には表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第8 表彰は、原則として教授会又は卒業式の日に行う。

(事務)

第9 表彰に関する事務は、医歯学総合研究科学務課において処理する。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年12月19日から実施する。

2 徳永賞・野井倉賞に関する申合せ(平成17年1月19日教授会決定)は廃止する。

○徳永賞について

徳永賞とは、故徳永純一教授(第2代歯学部長 口腔細菌学講座教授)の御遺族から寄贈された基金をもって、昭和58年度に創設されたものです。

○野井倉賞について

野井倉賞とは、故野井倉武憲名誉教授(初代放射線学講座教授)の御遺族から寄贈された基金をもって、平成16年度に創設されたものです。

1 1. 歯学部学習室利用に関する内規

平成 17 年 6 月 15 日
教 授 会 決 定

(目的)

第 1 条 医歯学総合研究科棟 1 に自主学習を支援するため学習室を設置する。

(利用者)

第 2 条 学習室を利用することのできる者は、歯学部 5 年生、6 年生及び学部長が特別に認めた者とする。

(学習室の名称等)

第 3 条 学習室の名称、設置場所及び利用時間等は、次の表のとおりとする。

学習室名称	学年	設置場所	利用日	利用時間
第 2 総合示説室	6 年生	研究棟 1 階	通年	午前 8 時～午前 0 時
学生談話室	6 年生	研究棟 9 階	通年	午前 8 時～午前 0 時
学生自習室	6 年生	講義実習棟 1 階	平日	午前 8 時 30 分～午後 9 時
第 1 学生技工室	5 年生	研究棟 2 階	平日（6 年生の利用期間を除く。）	午前 8 時～午前 0 時
	6 年生	研究棟 2 階	平日（臨床実習開始日から終了日まで。）	

(利用日)

第 4 条 学習室の利用は、前条の表のとおりであるが、本学部の学事日程（入学試験、履修指導、各種会議、講演等）、臨時（学部長許可）に使用する場合及び年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで）の期間は除く。

(利用時間)

第 5 条 利用できる時間帯は原則として第 3 条の表のとおりであるが、事前に願い出て許可を得た場合は延長することができる。

(代表者)

第 6 条 利用者は、年度当初に代表者を定め、代表者は、利用者名簿に誓約書（別記様式第 1 号）を添えて学務課歯学教務係に提出する。

(利用心得の遵守)

第7条 利用者は、別に定める学習室利用心得を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第8条 故意または過失により、学習室に火災その他の事故を生じさせた者には、損害賠償の責任を負わせる場合もある。

(管理)

第9条 学習室の管理は、学務課歯学教務係において行う。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年6月15日から実施する。

附 則

この内規は、平成20年6月18日から実施する。

附 則

この内規は、平成22年10月20日から実施する。

附 則

この内規は、平成24年1月18日から実施する。

鹿児島大学歯学部長 殿

誓 約 書

私達は、学習室の利用に当たり下記の事を遵守する事を誓います。もし万が一これに違反した場合には、利用を禁止されても異存はありません。

記

1. 「学習室利用内規」及び「学習室利用心得／使用上の注意」を遵守します。
2. 部屋や廊下での騒音、大声等教育研究の妨げになる行為は厳に慎みます。
3. 特に火気には注意し、室内での飲食、喫煙はしません。
4. 部屋の整理整頓等に心がけ、常に清潔に利用します。
5. 最後に学習室を退出する者は、消灯、水栓及び電源スイッチ等の点検を確認し、清掃及び戸締まり等を確実にを行います。
6. 利用に際して事故等が発生した場合は、速やかに下記に連絡します。
平日の勤務時間内： 学務課歯学教務係 099-275-6040
土日、休日、時間外： 防災センター 099-275-5019
宿直室 099-275-6046
7. その他 教育委員会委員、学務課職員の指示に従います。

※ 上記については、この宣誓書は学習室利用代表者により提出するが実際の事象が生じた場合は、クラス全員の責任とする。

平成 年 月 日

使用代表者 学 年

氏 名

住 所

電話番号



— —

※ 学習室利用代表者が、この誓約書の提出に当たっては、利用者全員の同意を得た上で、提出したものとみなすので留意すること。

別記様式第2号

歯学部長	教育委員長	学務課長	学務課長代理	歯学教務係長	担当者

平成 年 月 日

歯学部学習室利用許可願

鹿児島大学歯学部長 殿

使用代表者 学 年
氏 名
住 所
電話番号 _____

印

私たちは、下記により学習室を利用したいので許可願います。

記

1 使用日時： 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
時 分～ 時 分

2 使用室名： 1) _____ 2) _____ 3) _____

3 使用者数： _____ 名
内訳：利用する学生の氏名（多い場合は別紙を付けてください）

12. 歯学部端末室使用に関する内規

平成17年6月15日
教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、鹿児島大学歯学部講義棟第4講義室パソコン端末室（以下「端末室」という。）の適切な管理運営を図るために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規で端末室とは、学部学生及び大学院生の授業、自習、情報検索、卒業研究、論文執筆、就職活動などを支援するためにパソコン端末を設置した講義室をいう。

(管理運営)

第3条 端末室の管理運営に関する事項は、歯学部教育委員会及び歯学部情報ネットワーク委員会において協議する。

(使用の基準)

第4条 端末室は、授業、学校行事及び学生の自習に使用するほか、職員の研究利用等に使用させるものとする。また、原則として授業及び学校行事を優先する。

(使用時間等)

第5条 端末室の使用時間は、原則として午前8時30分から午後6時20分までとする。ただし、土、日、休日及び12月28日から翌年1月3日の期間は除く。

(使用手続等)

第6条 端末室の使用手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 授業等で端末室を使用する場合は、あらかじめ「講義室等使用許可願」を歯学教務係に提出し、教育委員会委員長の許可を得なければならない。
- (2) 学生が端末室を自習で使用する場合は、インテリジェントカード（学生証にインテリジェントカードとしての機能を付加したもの。以下「学生用カードという。」）及び学術情報基盤センター利用証を作成し、「歯学部端末室使用に関する内規」及び「鹿児島大学学術情報基盤センター電子計算機システム利用の手引き」を熟読し、遵守すること。
- (3) 職員が端末室を使用する場合は、インテリジェントカード（職員証にインテリジェントカードとしての機能を付加したもの。以下「職員用カード」という。）を含む。）及び学術情報基盤センター利用証を作成し、「歯学部端末室使用に関する内規」及び「鹿児島大学学術情報基盤センター電子計算機システム利用の手引き」を熟読し、遵守すること。また、職員用カードについては、「歯学部端末室入退室のためのインテリジェントカードに関する内規」を遵守すること。

(使用の中止)

第7条 端末室の使用を許可された者が、使用を中止しようとするときは、速やかに学務課歯学教務係に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第8条 端末室の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。
また、学生用カード、職員用カード及び学術情報基盤センター利用証の第三者への貸与を禁止する。

(使用許可の取消)

第9条 端末室の使用許可後においても次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 教育委員会委員長が特に必要があると認めたとき。
- (4) 「歯学部端末室使用に関する内規」、「歯学部端末室入退室のためのインテリジェントカードに関する内規」及び「鹿児島大学学術情報基盤センター電子計算機システム利用の手引き」を遵守しないとき。
- (5) 学生用カード、職員用カード及び学術情報基盤センター利用証を第三者へ貸与したとき。

(賠償責任)

第10条 故意または過失により、端末の損傷及び盗難等が生じた場合、その使用者に対し損害賠償の責任を負わせる場合がある。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、端末室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成17年6月15日から実施する。

附 則

この内規は、平成23年1月19日から実施する。

13. 鹿児島大学歯学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

平成22年1月20日

歯規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学歯学部（以下「本学部」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立て（共通教育科目等に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する対応は、歯学部教育委員会がこれを行う。

(開示請求)

第3条 本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価、進級判定及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題、答案及び解答例（文章記述式解答を除く。）とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

3 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験（以下「共用試験」という。）については、開示請求の対象外とする。

4 開示請求の受付期間は、成績発表及び判定結果の公示日（以下「公示日」という。）から起算して7日以内とする。ただし、異議申立て又は再異議申立て（以下「異議申立て等」という。）を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

5 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を学部長に提出しなければならない。

6 学部長は、開示請求日から起算して原則として10日以内に開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を当該学生に説明するとともに、学部長は、その状況を教育担当理事及び学生部長（以下「理事等」という。）に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本学部の学生は、教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 共用試験のうち本学が関与しない事項については、異議申立ての対象外とする。

- 3 異議申立ての受付期間は、公示日から起算して7日以内とする。ただし、開示請求を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。
- 4 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。
- 5 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して7日以内とする。
- 6 異議申立て等を行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を学部長に提出しなければならない。
- 7 学部長は、異議申立て等について、速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して原則として7日以内に異議申立て・再異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
- 8 学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内に解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

（調査及び調査結果報告等）

- 第5条 学部長は、異議申立て等に伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。
- 2 前項の調査等は、異議申立て等の日から起算して原則として30日以内に終了するものとし、調査終了後、学部長は、速やかに調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜進捗状況を報告するものとする。
 - 3 学部長は、当該学生に対し、適宜途中経過を説明するとともに、調査等終了後にその結果を説明するものとする。
 - 4 学部長は、第3条第6項及び第4条第7項に該当する事案が解決した場合は、理事等に、第4条第8項に該当する事案が解決した場合は、学長等に速やかに報告するものとする。
 - 5 学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

（雑則）

- 第6条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立て等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

なお、やむを得ず欠席する（した）場合は、欠席届（下記様式）を作成し、担当教員の確認印を受けた後、理由書（病気の場合は医師の診断書）を添えて、歯学教務係へ提出してください。

※ 欠席届の様式は歯学教務係の窓口にあります。

15. 歯学部教員名簿

(平成25年4月1日現在)

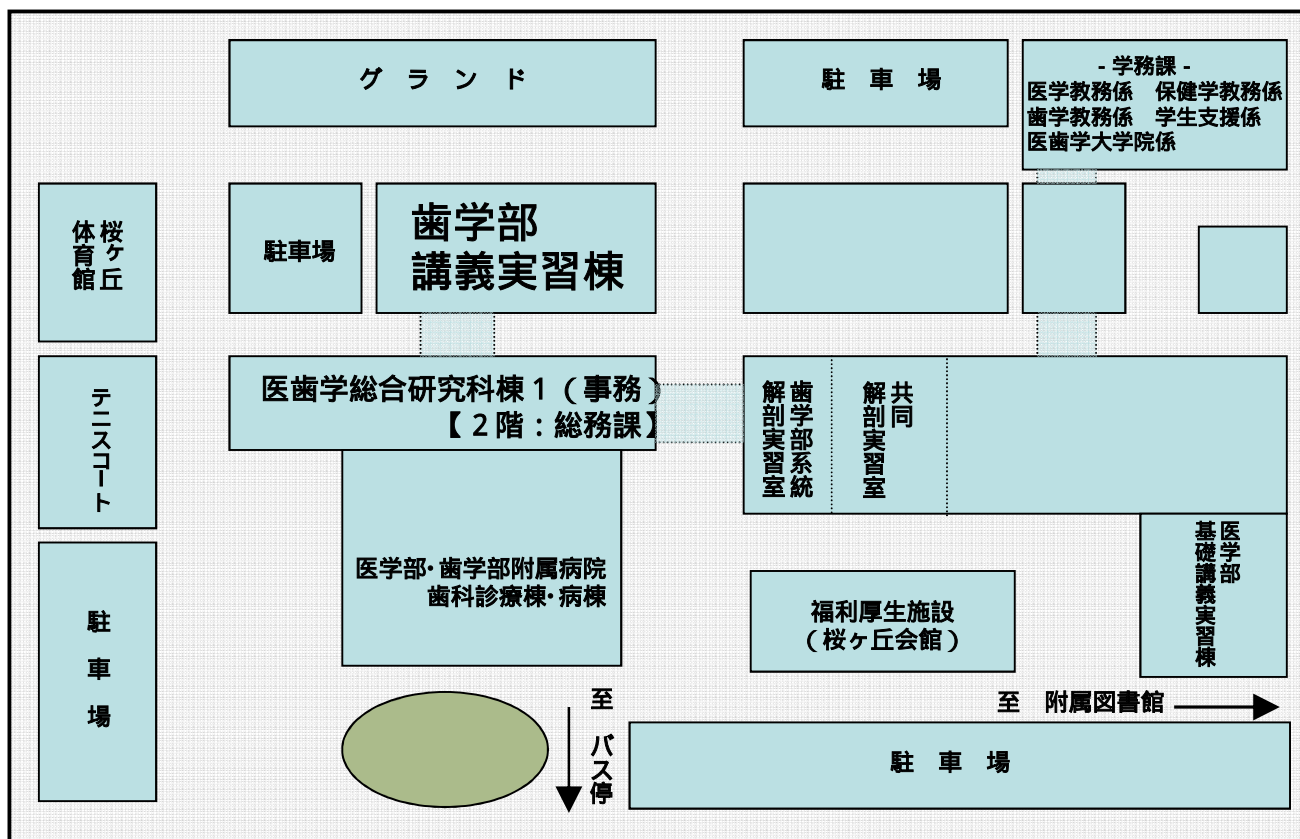
歯学部長 島田 和幸

附属病院副病院長 中村 典史

研究分野	旧講座等	教 授	准 教 授	講 師
歯科機能形態学	口腔解剖学(1)		山中 淳之	
人体構造解剖学	口腔解剖学(2)	島田 和幸	田松 裕一	
口 腔 生 理 学	口腔生理学	原田 秀逸	三浦 裕仁	
口 腔 生 化 学	口腔生化学	松口 徹也	大西 智和	
口 腔 病 理 解 析 学	口腔病理学	仙波 伊知郎		
口 腔 微 生 物 学	口腔細菌学	小松澤 均		
歯科応用薬理学	歯科薬理学	佐藤 友昭		増原 正明
歯科生体材料学	歯科理工学	菊地 聖史		
心 身 歯 科 学	歯科基礎科学		梶原 和美	
予 防 歯 科 学	予防歯科学	於保 孝彦	山口 泰平	※佐藤 節子
歯 科 保 存 学	歯科保存学(1)	鳥居 光男	徳田 雅行	※塚田 岳司
歯 周 病 学	歯科保存学(2)	野口 和行	松山 孝司	※町頭 三保 ※白方 良典
咬 合 機 能 補 綴 学	歯科補綴学(1)			※嶺崎 良人 ※南 弘之
口腔顎顔面補綴学	歯科補綴学(2)	西村 正宏	西 恭宏	※鎌下 祐次
顎顔面疾患制御学	口腔外科学(1)	杉原 一正	向井 洋	※川島 清美
口腔顎顔面外科学	口腔外科学(2)	中村 典史	野添 悦郎	※西原 一秀 ※比地岡浩志
歯 科 矯 正 学	歯科矯正学	宮脇 正一		大牟禮治人 ※八木 孝和
小 児 歯 科 学	小児歯科学	山崎 要一		※岩崎 智憲
顎顔面放射線学	歯科放射線学	馬嶋 秀行	佐藤 強志	※末永 重明
歯科麻酔全身管理学	歯科麻酔科	梶山 加綱	糺谷 淳	※真鍋 庸三
歯科医学教育実践学		田口 則宏		

(備考) ※印は附属病院所属の教員を示す。

16 . 歯学部講義実習棟周辺略図



歯学部講義室・実習室等配置略図

